

令和4年度実施計画
市民参画事業

| 事業名 | 市民参画の手法 | 参画する人 | 事業の概要 | 令和4年度実施計画 | 総合計画上の位置付け | | | 令和4年度事業費 (単位:千円) | | 課題や効果及び今後の方針 | 課 |
|-------------------------------|----------|--|--|---|------------|-------|-----|------------------|---------|--------------|----------------|
| | | | | | 章 | 施策 | 方向性 | 予算額 | 決算額 | | |
| 1 奈良市子ども・子育て会議 | 審議会・委員会等 | 市民公募委員 | 平成25年3月に「奈良市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「奈良市子ども・子育て会議」を設置した。奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン(子ども・子育て支援事業計画)に基づき、子ども・子育て支援施策を実施していくとともに、その実施状況について、地域の子ども・子育て家庭の実情を踏まえつつ、点検・評価・見直しを行っていくこと、また、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について審議することを目的とする。 | 令和4年度においては、第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理事業に対し、市民公募委員に評価していただき、いただいたご意見を、奈良市子ども・子育て支援施策に反映していく。 | 第1章 | 施策1-2 | ③ | 1,100 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 子ども政策課 |
| 2 男女共同参画推進審議会 | 審議会・委員会等 | 市民公募委員 学識経験者 女性団体関係者等 | 市民公募による委員を含む審議会を開催し、様々な分野及び立場から選出された委員からの意見を、男女共同参画社会づくりの施策に反映することを目的とする。 | 男女共同参画計画(第2次)についての総括を行い、第3次計画を推進していくために意見交換を行うことを目的とした審議会を開催し、審議会の提言を各事業に反映させ、男女共同参画社会につなげる。 | 第1章 | 施策1-6 | ① | 180 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 共生社会推進課男女共同参画室 |
| 3 奈良市食育・地産地消推進会議 | 審議会・委員会等 | NPO、JA、栄養教諭、大学教授、コープ他 | 本市の食育・地産地消推進計画(奈良市食と農の未来づくり推進計画)の作成及び推進に関する事項について審議する。 | 食育・地産地消推進計画(奈良市食と農の未来づくり推進計画)の策定状況に合わせ審議会を開催し、食育・地産地消事業の推進状況と計画策定について審議する。 | 第2章 | 施策2-3 | ① | 95 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 農政課 |
| 4 奈良市巨樹保存等審議会 | 審議会・委員会等 | 元大学教授、森林組合、NPO他 | 本市の巨樹の指定等に係る事項について審議する。 | 巨樹等の指定は「奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例」に基づき平成15年度から開始し、現在24件を指定樹木としている。近年は新たな指定に係る申請はなく、今後の新たな指定については、申請に基づき指定に係る審議を行う。 | 第2章 | 施策2-3 | ② | 196 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 農政課 |
| 5 奈良市民生委員推薦会 | 審議会・委員会等 | 民生委員、社会福祉法人、社会福祉関係団体、教育関係者、学識経験者 | 民生委員・児童委員の候補者の推薦について審議する。 | 民生委員・児童委員の候補者の推薦について審議する。 | 第3章 | 施策3-1 | ① | 233 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 福祉政策課 |
| 6 奈良市移動等円滑化促進協議会 | 審議会・委員会等 | 学識経験者、社会福祉団体等の代表者、公共交通事業者代表者、奈良県公安委員会職員、関係行政機関職員 | 奈良市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの推進及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21号に規定する重点整備地区における特定事業計画について審議する。 | 令和4年4月に大和郡山内市の踏切で発生した視覚障害者の電車との接触事故を受け、協議会を開催し、踏切周辺に点字ブロック設置についての検討を進める。また、協議会において、左記の重点整備地区における特定事業計画について審議を進めるとともに、奈良市バリアフリー基本構想の改定に向けた検討を進める。協議会の開催等を通じて、市民参画によるバリアフリー施策の推進を図る。 | 第3章 | 施策3-1 | ① | 649 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 交通バリアフリー推進課 |
| 7 奈良市社会福祉審議会 | 審議会・委員会等 | 市議会議員、学識経験者、社会福祉事業に従事する者 | 社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、社会福祉法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。 | 社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、社会福祉法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。 | 第3章 | 施策3-1 | | 295 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 福祉政策課 |
| 8 奈良市地域福祉推進会議 | 審議会・委員会等 | 市民団体の活動者、社会福祉団体等の活動者、学識経験者 | 社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するため同法第107条による地域福祉計画の策定及び進行管理を行う。 | 社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するため同法第107条による地域福祉計画の策定及び進行管理を行う。 | 第3章 | 施策3-1 | | 1,565 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 福祉政策課 |
| 9 奈良市介護給付費等の支給に関する審査会 | 審議会・委員会等 | 医師 作業療法士 精神保健福祉士 福祉施設関係者 | 障害者総合支援法に基づく市町村審査会を運営。身体・知的・精神障害者等の障害支援区分を審査判定する。 | 障害者総合支援法に基づく市町村審査会を運営。身体・知的・精神障害者等の障害支援区分を審査判定する。 | 第3章 | 施策3-2 | ① | 20,095 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 障がい福祉課 |
| 10 社会福祉協議会 障害者福祉専門分科会 | 審議会・委員会等 | 学識経験者 社会福祉事業関係者 及び 社会福祉活動関係者等 | 障害者基本法に規定する市町村障害者計画等について審議する。 | 障害者基本法に規定する市町村障害者計画等について審議する。 | 第3章 | 施策3-2 | ① | 77 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 障がい福祉課 |
| 11 奈良市小児慢性特定疾病審査会 | 審議会・委員会等 | 医師 | 小児慢性特定疾病医療費の支給認定について審査する。 | 毎月第3金曜日、更新時期は第1第3金曜日に開催予定 | 第3章 | 施策3-2 | ① | 250 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 保健予防課 |
| 12 奈良市精神保健福祉連絡協議会 | 審議会・委員会等 | 市民団体の活動者 学識経験者 | 奈良市の精神保健福祉活動の推進を目的に活動を審議する。 | 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、開催できなかったが、本年度は精神保健及び自殺対策の推進のため開催予定である。 | 第3章 | 施策3-2 | ① | 63 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 保健予防課 |
| 13 奈良市難病対策地域協議会 | 審議会・委員会等 | 専門医 学識経験者 市民団体の活動者 | 奈良市の医療・保健・福祉関係機関が有機的に連携し、在宅療養支援を推進することを目的に審議する。 | 令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、開催できなかったが、本年度は難病対策の推進のため開催予定である。 | 第3章 | 施策3-4 | ① | 66 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 保健予防課 |
| 14 奈良市感染症診査協議会 | 審議会・委員会等 | 医師、弁護士、学識経験者 | 指定感染症患者等に対して通知、勧告及び入院期間の延長並びに申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議する。 | 毎月第2第4火曜日に実施し、また臨時に必要となったときに開催する。 | 第3章 | 施策3-4 | ④ | 1,337 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 保健予防課 |
| 15 奈良市感染症対策委員会 | 審議会・委員会等 | 学識経験者 関係団体の代表者 | 感染症の現状分析、感染症対策に係る普及・啓発及び、感染症対策の評価・計画策定、その他感染症対策の推進について審議する。 | 令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、開催できなかったが、本年度は感染症対策の推進のため開催予定である。 | 第3章 | 施策3-4 | ④ | 46 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 保健予防課 |
| 16 地域自治協議会設立に向けたワークショップ | ワークショップ | 地域の各種団体関係者 | 地域の各種団体関係者が参加し、地域の課題や将来像、個性等について共通理解を得ることを目的に「地域コミュニティワークショップ」を、また地域自治計画を策定することを目的に「地域自治計画策定ワークショップ」を開催する。 | 地域自治協議会設立支援の取組の一つとして、希望する地区において、地域で活動する各種団体関係者を対象に、地域コミュニティワークショップを新型コロナウイルス感染症感染拡大等の動向に注視しつつ、開催する。また、地域自治協議会準備交付金の交付対象地区の内、希望する地区において、地域自治計画策定ワークショップも新型コロナウイルス感染症感染拡大等の動向に注視しつつ、開催する。 | 第3章 | 施策3-5 | ① | 398 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域づくり推進課 |
| 17 一般コミュニティ助成事業選考審査委員会 | 審議会・委員会等 | 学識経験者等 | 一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業として申請する事業の審査及び選考を行う。 | 地区自治連合会より申請のあった一般コミュニティ助成事業の申請書について、申請書の内容の審査及び自治総合センターへの助成申請の優先順位の決定を行う。 | 第3章 | 施策3-5 | ① | 45 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域づくり推進課 |
| 18 もてなしのまちづくりの推進 | 審議会・委員会等 | 学識経験者 市民公募委員 もてなしのまちづくりに取組む団体 | 誰もが訪れたい、来永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現するための「もてなしのまちづくり」を市、市民、事業者が協働して推進する。「もてなしのまちづくり」を総合的かつ計画的に推進するための奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画を実施することにより、市民、事業者の取組への参加を促進する。 | 奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画を実施し、各課にもてなしの意識づけを行うことで、「もてなしのまちづくり」を市、市民、事業者等で協働して推進する。 | 第3章 | 施策3-5 | ① | 60 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域づくり推進課 |
| 19 NPO法人条例指定制度審査委員会 | 審議会・委員会等 | 学識経験者 | 奈良市内の特定非営利活動法人(NPO法人)に対する寄附を促進するために、平成25年4月、「奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例」を施行し、毎年度、団体を募集し指定を行っていく。 | 指定団体となる団体を公募し、条例指定制度審査委員会で審査を行った結果、新たにNPO法人を条例で指定していく。 | 第3章 | 施策3-5 | ② | 198 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域づくり推進課 |
| 20 ボランティアインフォメーションセンター運営推進懇話会 | 審議会・委員会等 | 学識経験者 | ボランティアインフォメーションセンターの運営に関する評価及び助言をいただくために、学識経験者等による第三者で構成する運営推進懇話会を開催する。 | 評価や助言に基づき、ボランティアインフォメーションセンターの改善等を行い適正な運営を進めていく。令和3年度に引き続きオンラインでの開催も検討していく。 | 第3章 | 施策3-5 | ② | 36 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域づくり推進課 |
| 21 奈良市文化振興計画 | 審議会・委員会等 | 有識者 市民団体の活動者 市民公募委員 | 奈良市文化振興条例では文化に関する活動を行う者・団体の自主性・創造性を尊重し、その環境整備を図り、芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にしながら特色ある文化の育成をめざすことを理念としている。その理念を実現するため策定した奈良市文化振興計画に基づき文化政策を推進していく。 | 令和4年度から令和13年度までを計画期間とする第2次奈良市文化振興計画に基づき、委員会を開催し、施策や事業の進捗について評価いただき、今後の事業に反映させる。 | 第3章 | 施策3-6 | ① | 547 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 文化振興課 |
| 22 スポーツ推進審議会 | 審議会・委員会等 | 学識経験者 | スポーツ基本法第31条及び奈良市スポーツ推進審議会条例に基づき設置し、スポーツ推進計画やその他スポーツ推進に関する重要事項の調査審議を行う。 | 年2回の審議会の開催、スポーツ推進に関する審議の他、奈良市スポーツ推進計画の進捗状況及び成果の確認、スポーツ基本法第35条に規定するスポーツ団体に対する補助金の審議を行う。 | 第3章 | 施策3-6 | ② | 166 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | スポーツ振興課 |

| 事業名 | 市民参画の手法 | 参画する人 | 事業の概要 | 令和4年度実施計画 | 総合計画上の位置付け | | | 令和4年度事業費 (単位:千円) | | 課題や効果及び今後の方針 | 課 | |
|-----|-------------------------|--|--|---|--|-------|-------|------------------------|---------|--------------|---------------|----------|
| | | | | | 章 | 施策 | 方向性 | 予算額 | 決算額 | | | |
| 23 | 運動・スポーツに関するアンケート調査 | 市民 | 次期スポーツ推進計画の策定にあたり、市民の意見や意識を把握し、その資料とする。 | 無作為に抽出した市民3,000人に対しアンケートを送付する。 | 第3章 | 施策3-6 | ② | 1,173 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | スポーツ振興課 | |
| 24 | 公民館運営審議会 | 市民団体の活動者 学識経験者 | 社会教育法第29条に基づき、公民館運営審議会を設置し、公民館主催事業や公民館活動が真に市民のニーズに照らしているか、また公民館運営のあり方等について審議する。 | 公民館運営及び事業企画をより市民ニーズに即したものにすため、引き続き審議会を開催する。 | 第3章 | 施策3-7 | ① | 436 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域教育課 | |
| 25 | 奈良市青少年問題協議会 | 関係行政機関の職員、青少年関係団体の代表者、学識経験者 | 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策についての調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整 | 平成7年度以降活動休止中 | 第3章 | 施策3-7 | ① | 0 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域教育課 | |
| 26 | 奈良市社会教育委員会議 | 学校教育、社会教育、家庭教育の関係者、学識経験者 | 社会教育に関して、教育委員会に助言を行う(諸計画の立案・諮問に対する提言・研究調査) | 社会教育委員会を定期的に開催する。また、グループ活動として、社会教育推進計画に基づいた各課の事業について評価・点検を実施したり、現場の視察等を行ったりしながら、課題解決に向けた助言や議論も実施する。 | 第3章 | 施策3-7 | ① | 768 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域教育課 | |
| 27 | 奈良市社会教育推進懇話会 | 学識経験者、学校教育の関係者 | 本市における社会教育行政の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求める。 | 令和4年度の開催は予定していないが、今後も必要に応じて懇話会を開催する。 | 第3章 | 施策3-7 | ① | 0 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域教育課 | |
| 28 | おはなし会 | ワークショップ | 市民 | 図書館において「おはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせ・おはなし・パネルシアター・人形劇などを通じて、物語などのすばらしさを伝え、子どもの想像力と豊かな感性を育むとともに、読書への興味へ導いて子どもの健全育成を図る。 | 各図書館において絵本の読み聞かせ・おはなし・パネルシアター・人形劇などを行事ごとに年1~2回実施する。 | 第3章 | 施策3-7 | ② | 468 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 中央図書館 |
| 29 | 奈良市環境審議会 | 市民公募委員、学識経験者、産業団体関係者等 | 奈良市環境基本条例に基づき、市民・学識経験者、事業者等で構成される奈良市環境審議会を設置し、環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議する。 | 令和4年度は2回の開催を予定しており、環境基本条例に基づく年次報告書「奈良市の環境」についての審議をいただく。また、ゼロカーボン戦略策定に当たっての意見聴取を行う。 | 第4章 | 施策4-4 | ① | 232 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 環境政策課 | |
| 30 | 奈良市環境基本計画推進会議 | 市民・事業者等 | 市民・事業者等が参加する奈良市環境基本計画推進会議を開催し、「奈良市環境基本計画(改訂版)中間見直し」を総合的かつ効果的に推進する。 | 令和4年度は2回の開催を予定しており、「環境基本計画(改訂版)中間見直し」について令和3年度実績の点検・評価をいただくとともに、第3次環境基本計画の指標の点検・評価方法について意見聴取を行う。 | 第4章 | 施策4-4 | ① | 65 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 環境政策課 | |
| 31 | 奈良市環境教育推進会議 | 市民・事業者等 | 市民・事業者・市(教育委員会も含む)等が参加する奈良市環境教育推進会議を開催し、市民、地域、学校、市民活動団体及び事業者と連携した協働による環境教育を総合的かつ体系的に推進する。 | 当面の間会議の開催を見送り、今後の環境教育の推進に関する大きな転機が訪れた際に会議の開催について検討していく。 | 第4章 | 施策4-4 | ① | 0 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 環境政策課 | |
| 32 | 奈良市市民共同発電所事業者選定委員会 | 学識経験を有する者、市民活動を行う者、事業活動を行う者等 | 市民共同発電所事業の事業者の選定に関すること等を審議する。 | 市民共同発電所事業補助への応募事業者の審査を行い、補助事業者を決定する。 | 第4章 | 施策4-4 | ① | 111 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 環境政策課 | |
| 33 | 奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会 | 学識経験者等 | 総合評価落札方式による入札手続きのうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査を行う。 | 令和4年度は3回開催とし、家庭系ごみ収集運搬業務の総合評価落札方式一般競争入札に関する落札者決定基準の決定、入札参加者から提出のあった業務企画提案書等のヒアリング、落札者の決定に当たっての審査を実施する。 | 第4章 | 施策4-4 | ② | 221 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 環境政策課 | |
| 34 | クリーンセンター建設計画策定事業 | 市民公募委員 自治連合会の代表者 市議会議員 学識経験者等 | 市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にクリーンセンターの建設を推進する。 | 事業の進捗により、審議していただく事項を決定し、建設計画の策定に向けた協議を行う。同時に、長年動いている委員の入替も含め、審議内容に応じた委員構成を検討していく。 | 第4章 | 施策4-4 | ② | 1,822 (うち、委員会経費403) | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | クリーンセンター建設推進課 | |
| 35 | 奈良国際文化観光都市建設審議会 | 市民公募委員 関係行政機関 市議会議員 学識経験者等 | 奈良国際文化観光都市建設審議会は奈良国際文化観光都市建設審議会条例及び都市計画法第77条の2第1項及び第2項のほか奈良国際文化観光都市建設法に基づき市民公募委員・関係行政機関・市議会議員・学識経験者等で構成される機関であり、建設計画及び建設事業に関することや本市のまちづくりについての重要な事項に関することについて調査審議しこれらの事項に関して市長に建議する。 | 生産緑地地区の変更、特定生産緑地の指定、公園や下水道事業等について審議し、これらの事項に関して市長に建議する。 | 第4章 | 施策4-6 | ① | 929 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 都市計画課 | |
| 36 | 奈良市景観審議会 | 市民公募委員 学識経験者等 | 奈良市景観審議会は奈良市附属機関設置条例に基づき、市民・学識経験者、事業者等で構成される機関であり、景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び投信並びに建議する。 | 6回開催予定 | 第4章 | 施策4-6 | ② | 750 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 都市計画課 | |
| 37 | 奈良市空家等対策推進協議会 | 自治連合会、司法書士及び建築士の団体関係者、学識経験者、弁護士 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施等についての協議を行う。 | 協議会の会議を開催し、奈良市空家等対策計画に基づく施策の報告及び検証並びに重要事項について協議を行う。 | 第4章 | 施策4-8 | ① | 110 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 住宅課 | |
| 38 | 奈良市流域水道一体化取組事業懇談会 | 学識経験者、奈良市議会議員、市民団体代表 | 奈良県提案の奈良県流域水道一体化に関し、本市の参加の是非を検討するに当たり、学識経験者等からの幅広い意見を聴取する。 | 奈良県提案の奈良県流域水道一体化に関し、本市の参加の是非を検討するに当たり、学識経験者等からの幅広い意見を聴取する。 | 第4章 | 施策4-9 | ① | 0 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 企業局経営企画課 | |
| 39 | なら歴史まちづくり推進協議会 | 市民公募委員 学識経験者等 | なら歴史まちづくり推進協議会は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、市民・学識経験者で構成される機関であり歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施調整及び評価する。 | 2回開催予定 | 第4章 | 施策4-6 | ② | 207 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 都市計画課 | |
| 40 | 奈良市上下水道事業運営審議会 | 学識経験者 各種団体の代表者 | 水道事業・簡易水道事業および下水道事業の運営についての重要事項の調査審議および答申に関する事務を行う。 | なし | 第4章 | 施策4-9 | ①、② | 0 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 企業局経営企画課 | |
| 41 | 上下水道事業懇談会 | 学識経験者 各種団体の代表者 | 奈良市企業局の経営に関し、上下水道使用者並びに学識経験者と広く意見交換を行うため開催する。 | 上下水道事業の現状について報告し、様々な視点から幅広く意見を聴取する。 | 第4章 | 施策4-9 | ①、② | 266 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 企業局経営企画課 | |
| 42 | パブリックコメント | パブリックコメント | 市民等 | 市の基本的な施策を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民等から直接に意見及び提言を求める。 | 「クリーンな市政」を実行するため、市が実施予定の施策を策定する過程において、計画等の案を公表し、それに関して市民等から多様な意見や提言を受け付け、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行う。 | 第5章 | 施策5-1 | ① | 0 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 総務課 |
| 43 | 奈良市表彰審査委員会 | 審議会・委員会等 | 市民団体の活動者 | 市政の発展、文化の向上、産業の振興など各般にわたって功績及び善行のあった人を表彰し、その功績を称える。 | 任期が2年のため令和3年度に引き続き男性委員2名、女性委員2名の合計4名の市民団体活動者に審査をしてもらう。多方面で活動する有識者による厳正な審査を行う。 | 第5章 | 施策5-1 | ① | 64 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 秘書広報課 |
| 44 | 市民意識調査 | アンケート調査 | 市民 | 市政に対する評価、市が取り組んでいる重点施策に対する認識及び市民ニーズ等を把握するため、市政に対する包括的な意識調査を行い、今後の市政のあり方について検討するための基礎資料とする。 | なし | 第5章 | 施策5-1 | 0 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 総合政策課 | |
| 45 | 市民参画及び協働によるまちづくり審議会 | 審議会・委員会等 | 市民公募委員 市民団体の活動者 学識経験者 | 市民公募による委員を含む審議会を開催し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について調査審議する。委員の意見をもとに奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直し等を行う。 | コミュニティ政策(地域自治協議会の設立)、NPO政策(協働政策提案制度など)を案件として審議会を開催し、審議会の提言を事業に反映させ、市民参画及び協働によるまちづくりを推進する。 | 第5章 | 施策5-1 | ② | 277 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 地域づくり推進課 |
| 46 | 開かれた市政 | 情報交換・情報提供 | 市民 | 情報提供の場として、奈良市のホームページに「市長の動き」を掲載し、広く市民の方々に市長の公務内容を知っていただくことで、市政への関心を高めるとともに、市民参画による「開かれた市政」の実現を目指す。 | 市民の皆さんに、市長が出席した行事やイベントの様子について、視覚的にもわかりやすい情報発信を行うため、掲載する写真の質の向上を図る。 | 第5章 | 施策5-1 | ③ | 0 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 秘書広報課 |
| 47 | まちかどトーク | 説明会・意見交換会 | 自治会、万年青年クラブ等の高齢者団体、小学校PTA、地域の女性団体 NPO・ボランティア団体等 | 市民等が各種テーマから希望するテーマを選び、担当職員が出向いて、市の施策や制度について説明を行う。 | 奈良市職員が市政や事業・制度について市民の身近な場所に出向いて直接説明することで理解と関心を深めてもらい、協働のまちづくりについてともに考えていただくきっかけをつくる。新型コロナウイルス感染症予防の注意喚起を行いながら実施する。感染対策としてオンラインによるまちかどトーク(一部)も引き続き実施する。 | 第5章 | 施策5-1 | ③ | 19 | 今回は記入不要 | 今回は記入不要 | 秘書広報課 |